

V 年金・割戻金等請求関係

【事案V-1】年金共済契約内容変更無効確認請求

・ 平成 28 年 10 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が、年金契約の種類及び給付型の変更にあたり、被申立人に対し、終身年金・通増型と確定年金・定額型との総受取金額が同じになるのは何歳になるときかを確認したところ、被申立人は 85 歳であると回答したので、変更の申込みをした。その後、被申立人に再確認したところ、実際に同じになるのは 77 歳であるとの再回答があったため、上記変更は申立人の錯誤により無効であるとして、当初の終身年金・通増型へ復旧することを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

終身年金から確定年金への変更は、不当に誘導されたもので無効であり、加入時の終身年金通増型に復旧せよ、との判断を求める。

- (1) 「ねんきん共済 終身年金・確定年金 ご案内」の年金受取額、「年金を受給される皆さまへ」の中面のグラフと金額、「85 歳で終身と確定の受取額が同じ」との虚偽の説明により「終身年金」から「確定年金」に誘導された。
- (2) 平成 23 年 6 月の源泉徴収の件で、ねんきん共済サービスセンターに問合せをした以降、当初の終身と確定の受取額が同じになる年齢の回答が「85 歳」であったが、その後「82 歳」に変更になり、最終的には「77 歳」くらいに回答が変更となった。
- (3) 4 年半の交渉の中で、本来加入していた終身年金通増型の 85 歳までの受取額(=被申立人の支払額)は、変更した確定年金の受取額より 3 本で 1,000 万円以上多いことが判明した。
- (4) 被申立人のいう運用難は、保障設計書表示の受取額の支払いを拒む理由にはならない。また、契約締結後 19 年を経過した今になって被申立人の回答には納得できない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 書面(「ねんきん共済 終身年金・確定年金 ご案内」)で案内し、源泉徴収についても説明した。これに対して、申立人は書面にて種類変更を届け出た。年金支払時の請求書でも「確定年金 15 年、定額型」と指定し、実印を押印している。申立人本人の意思と推定される。

- (2) 被申立人は、「終身年金逡増型」の受給例を書面（「年金を受給される皆さまへ」）で説明し、確定年金に変更した場合の受取予想額をご案内書面で明示している。
- (3) 平成23年4月当時、申立人から「85歳前後まで生きないと確定年金の金額はいただけない。」「だからとりあえず、確定年金の15年か10年にしようかと思っっている。」と発言している。申立書の「85歳で終身と確定の受取額が同じ」は申立人自らが計算したものであり、当初から確定年金を変更したいとする希望を持っていたことが窺える。
- (4) 申立人は確定年金と終身年金の受取予想額に関する被申立人の説明を受けたうえで、自らの判断で「確定年金15年、定額型」としたものであり、不当に誘導したという事実はまったくない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 被申立人は、申立人が本件ねんきん共済の年金受給開始を迎える前に、「年金を受給される皆様へ」と題する書面及び「ねんきん共済 終身年金・確定年金 ご案内」と題する書面を交付したこと、前者には終身年金・逡増型の受給例が、後者には確定年金・定額型の受取予想額が示されている。
- (2) 申立人は、本件契約変更のための「ねんきん共済 契約年金種類変更届」を被申立人に提出する前に、被申立人から「確定年金への変更に関するてびき」を交付されている。その変更届書の冒頭には「確定年金への変更に関するてびきを受領し、内容を理解した上で終身年金から確定年金への変更を届け出ます。」との記載があり、かつ、下段に、重要事項の説明（「確定年金への変更に関するてびき」の要約）が記載されている。その内容は、終身年金と確定年金の説明及び変更に関する留意点である。さらに上記てびきには、「なお、保証期間中の受取総額（終身年金の場合は保証期間分、確定年金の場合は支払期間分）についても確定年金の方が多くなりますが、終身年金は一生涯にわたり年金をお支払するため、保証期間後も生存されている場合は、終身年金の方が多くなることもあります。」旨記載されている。
- (3) 申立人は、平成23年4月及び7月に、被申立人の「お客様サービスセンター」との間で長時間通話し、これにより年金の年間受取額や15年分の累計受取額等について発問するなどして情報を得、またはその機会が与えられた。
- (4) そうすると、申立人は、本件契約変更に当り、十分に情報を提供ないし開示され、また、その機会が与えられていたというべきである。
- (5) 平成23年7月の通話記録中には、申立人が「終身年金と確定年金のどちらを選ぶ人が多いか」と質問したのに対し、被申立人の担当者は、「それは一概には申し上げられない。」と答えている。したがって、被申立人が申立人に対し、85歳で終身年金・逡増型と確定年金・定額型の受取額（年額）が同じになる旨の説明をした事

実は認めることができない。ただ、86歳7か月にならないと同じにならないと申立人が言うのに対して、被申立人の担当者は、それを否定せずに「はい。」と答えている。しかし、これは、その後、どちらを選ぶ人が多いかについては一概に言えないと答えていることからみると、会話の流れで申立人の話をあえて否定せず単に相槌をうったに過ぎないとみられ、申立人の計算違いに乗じて確定年金へと誘導したということとはできない。

- (6) 本件申立ては、受給開始後6年目の申立てであり、今になって、本件契約変更を無効とすることは、著しく法的安定性を覆す結果ともなる。